

令和 7 年 度

上下水道局内部統制評価報告書審査意見書

姫 路 市 監 査 委 員

令和8年8月25日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に準拠し審査に付された令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書（修正）について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度 姫路市上下水道局内部統制評価報告書審査意見書

地方自治法第150条第5項の規定に準拠し、同条第4項の規定を踏まえた報告書について審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和8年8月21日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

1 審査の対象

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書（修正）

当該報告書は、令和8年4月15日付で作成された令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書について、監査委員が審査を行った結果、一部に不適切な報告事項が認められ、評価手続に係る記載の一部が相当でないとした令和8年7月31日付の意見書を踏まえ、姫路市上下水道事業管理者及び内部統制評価部局から、令和8年8月12日付で修正後の報告書として再提出されたものである。

2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書（修正）の審査は、姫路市上下水道事業管理者が作成した報告書について、姫路市上下水道事業管理者による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。また、審査に当たっては、令和8年4月15日付で作成された修正前の報告書において認められた一部不適切な報告事項について、特に留意するものとする。

3 審査の実施内容

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書（修正）について、姫路市上下水道事業管理者及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手順」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書（修正）について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当で

ある。

5 意見

- (1) 重大な不備として評価された「下水道管渠施設等緊急対応業務委託」に係る委託料の長期未払いについては、令和8年7月31日付意見書において指摘したとおりである。

当該事案の発生原因を十分に検証した上で、業務委託等の実施に当たっては、発注者としての責務を認識し、進捗管理、完了確認及び支払管理を組織として確実に実施する体制を整備するとともに、同種事案の再発防止に向け、実効性のある対策を講じ、その運用を徹底することを改めて強く求める。

- (2) 内部統制の重大な不備には該当しないものの、各所属において事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進められたい。

- (3) 公営企業の業務における契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、議会の議決を要しないとされているが、市民への説明責任を果たす観点から、必要に応じ市議会への報告及び説明を行うべきであることを申し添える。